

奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十一号

奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例

奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十一号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。